

**広陵町**  
**公営企業会計システム更新業務**

**仕様書**

**令和8年5月**

**広陵町**

## 1 業務名

広陵町公営企業会計システム更新業務

## 2 目的

広陵町公営企業会計システム更新業務(以下「本業務」という)は、広陵町下水道事業(以下「本町」という)において、会計業務の効率化及び適切な経営を支援する公営企業会計システム(以下「本システム」という。)の構築、運用保守を行う業務である。

今回更新するシステムは、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡る IT コストの抑制と安定的なシステム運用を実現するものである。

更新にあたっては、セキュリティ対策の観点から行政専用のネットワークを介してサービスを提供する LGWAN-ASP を利用したクラウド型での導入を前提とし、より安全で信頼性の高いものとする。

## 3 基本方針

広陵町下水道事業(以下「当町」という。)の行政事務及び事業サービスの全般が安定的に運用させる必要があることから、下記の事項を基本方針として公営企業会計システム(以下「本システム」という。)の導入を行う。

- ① 高度な専門性を必要とする地方公営企業会計制度について、精通したスタッフにより必要な支援を行うこと。
- ② 本システムは、令和9年4月1日までに本稼働させること。ただし、予算編成機能については、令和8年12月1日までに稼働させること。
- ③ 将来の拡張性を考慮し、5年間の使用に耐え得る能力及び仕様であること。
- ④ LGWAN-ASP 回線上の環境で稼働するシステムであること。
- ⑤ 本システムは総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。
- ⑥ 常に最新のシステムが使用でき、要望や社会情勢への対応など年1回以上のシステムバージョンアップを無償で実施すること。
- ⑦ 可能な限りリスクの少ない提案をするとともに、職員の通常事務に負荷のかからない方式を最大限検討すること。
- ⑧ 本システム稼働前後については、操作研修や業務管理面、システム運用面で充実した支援体制を整えられること。また、稼働後のアフターサポートについては、直接、当町に訪問するサポートとリモートメンテナンスによるサポートの両方に対応可能であること。
- ⑨ 導入時だけでなく当町が希望した場合には、人事異動により新たに担当となった職員にも操作研修を行うこと。
- ⑩ クライアントライセンスは2ライセンスで運用することを想定し、PC及びプリンターは当町に既設の職員PCを利用することとする。

## 4 遵守事項

本システム一式の発注を受けた者(以下「受注者」という。)は、本業務の履行にあたっては、本仕様書、地方公営企業法、同法施行令、同法施行規則、その他の関係法令・通達、広陵町条例及び規則、事務処理規程、会計規程等を遵守するとともに、本町の指定する職員の指揮監督に従い、誠実に行わなければならない。また、本業務の従事者は、公営企業会計、情報処理の各々について、専門的な知識と経験を有する担当者により構成するものとし、秩序正しく業務を行わなければならない。

## 5 調達内容の詳細

### (1) 業務の範囲

本業務は次の業務を委託するものとする。

- ① 本システムの構築業務（納付書のカスタマイズプログラムの作成を含む）
- ② 本システムを利用するためのデータセンターの構築
- ③ 本システムへの旧システムからのデータ移行業務
- ④ 本システムを利用するための研修業務
- ⑤ 本システムの運用・保守業務

### (2) 対象事業

本業務は下記の事業を対象とするものとする。

- ① 下水道事業

※セグメント運用できるようにすること。セグメントは公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の2つとする。

### (3) データセンター

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切である内容であること。

- ① データセンターは総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービスとして認定されているものであること。また、データセンター提供者は災害対策基本法指定公共機関として登録されているものであること。
- ② データセンター側の回線は、総合行政ネットワーク ASP アプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- ③ 災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- ④ システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- ⑤ サーバーに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- ⑥ その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

#### (4) パッケージシステム

下記に掲げるシステムを導入すること。

- ① 基本（予算・執行・決算・決算統計）システム
- ② 固定資産償却管理システム

※機能詳細は別紙2 別添1「機能仕様書」のとおりとする。

#### (5) システム導入に関する作業

基本的な詳細仕様は、下記のとおりとする。

- ① システムインストール
  - (ア) 本システムのインストールを行うこと。
  - (イ) ソフトウェアに関するインストール・セットアップを行うこと。
- ② データ移行の範囲は下記の通りとする。
  - (ア) 科目・部署情報
  - (イ) 債権者・債務者情報
  - (ウ) 金融機関情報
  - (エ) 固定資産の現況情報
- ③ システムインテグレート  
打ち合わせ、研修等、本システム導入に併せて必要な事項を実施すること。
- ④ 上記以外で本システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

#### (6) システム保守

本稼働日から60か月の間、本システムの保守を行うこと。保守要件は次の通りとする。

- ① 年1回以上のシステムバージョンアップを無償で行うこと。
- ② 本システムの操作方法、エラーの回避方法、設定の変更方法等の当町からの照会に対応すること。
- ③ 本システムの運用方法に対する相談に応じ、代替案や運用フローの提案を行うこと。また、それに伴いシステム設定の変更が必要な場合に貴社にて実施するか、当町職員が実施できる事項であればその方法について説明を行うこと。
- ④ 当町からの問合せに対して対応可能なコールセンターを設けること。
- ⑤ 公認会計士に制度や運用に関する問合せが可能なサイトを設けること。
- ⑥ FAQ サイト等のシステム操作に関する過去の問い合わせ内容とその回答を参照できるサイトを設けること。

## 6 参加資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、当町がその資格を認めた者とする。

- ① 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識と経験を有する、本システムの担当者として構築を行った実績のある人材を当町に配置することができ、主体的に委託業務を実施することとし、当町が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための調整及び検討を効率的かつ効果的に行うことが可能であること。
- ② 本システムの導入時、運用時のサポートは同一 SE が一貫して担当すること。
- ③ 奈良県及び奈良県内自治体において指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 14 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑦ 公租公課を滞納していないこと。
- ⑧ 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- ⑨ 提案者がプライバシーマークの認証又は ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム認証）を取得していること。
- ⑩ 関西圏内（2 府 4 県）に、システム保守を行う技術者が常駐している拠点を有していること。
- ⑪ 現地でのシステム保守対応が制限なく行えること。
- ⑫ 本業務で提案するすべてのシステムは、提案者の自社製品であり、かつ自社において保守が可能であること。
- ⑬ 令和 8 年 5 月 1 日時点において、広陵町建設工事及び測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格若しくは物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格のいずれか若しくは両方に登録があること。登録がない場合は、「広陵町公営企業会計システム更新業務公募型プロポーザル実施要領 6 業務提案書等の提出（2）提出期間」に記載の期日までに、業者登録に係る必要書類を提出すること。

## 7 システムの基本機能

本システムの基本機能として以下の機能が利用できることとし、詳細については別紙 2 別添 1「機能仕様書」の内容を達成できるシステムを構築するものとする。要件を満たせない場合にはカスタマイズを行い対応すること。

### （1）システム共通機能

- ① 下記の各業務機能を有すること。

- (ア) 予算編成業務
  - (イ) 予算書作成業務
  - (ウ) 繰越予算業務
  - (エ) 支出管理業務
  - (オ) 日次・月次監査資料作成業務
  - (カ) 決算管理業務
  - (キ) 決算統計業務
  - (ク) 固定資産管理業務
- ② 伝票の各項目の名称及び文言について、任意の表示が可能であること。
  - ③ 伝票の再発行が可能であること。
  - ④ 所属及び担当単位でシステムの操作権限及び処理権限を設定可能であること。
  - ⑤ システム画面がフロー形式で表示されること。
  - ⑥ 各担当者及びメニューごとに登録、変更及び削除の権限を設定することが可能であること。
  - ⑦ 予算科目と日付の情報から自動的に複式仕訳の伝票が起票可能であること。
  - ⑧ 本システムのメニューから、データベース上の全てのデータをテーブル単位で CSV 出力可能であること。
  - ⑨ 各画面から直接 FAQ サイトに移動可能であること。
  - ⑩ 納付書については当町の仕様に合わせてカスタマイズを行うこと。

## (2) 予算機能

- ① 負担行為済みの伝票が検索可能であること。
- ② 負担行為済みの伝票を元に繰越予算金額の入力が可能であること。
- ③ 前払金について、精算済又は精算未を自動で判断し、必要な金額を自動で表示すること。
- ④ 積算基礎からの見積積算及び査定に対応していること。
- ⑤ 要求額に対しての査定での増減履歴を管理可能であること。
- ⑥ 査定中は各課要求入力を制限可能であること。
- ⑦ 積算内容の文言入力が可能であること。
- ⑧ 積算金額について計算式による算出が可能であること。
- ⑨ 科目の変換、積算情報の登録を Excel ツールから行えること。
- ⑩ 前年度決算見込額と当年度当初予算額をもとに予算書の作成が可能であること。
- ⑪ 下記の予算書を Excel 形式で出力可能であること。
  - (ア) 予定損益計算書
  - (イ) 予定貸借対照表
  - (ウ) 資金計画書
  - (エ) 予算実施計画書
  - (オ) 予算事項別明細書

(カ) 予定キャッシュ・フロー計算書

(キ) 補てん財源表

(3) 支払機能

- ① 物品購入、請負工事に特化した伝票様式を備えていること。
- ② 負担行為で作成した伝票番号を用いて、変更負担行為及び支出決定入力が可能であること。
- ③ 予定負担入力の処理が可能であること。
- ④ 前払未振替一覧表を出力可能であること。
- ⑤ 前払金振込口座が自動で表示されること。
- ⑥ 中間前払い及び残金の複数回支払に対応していること。

(4) 調定・収納機能

- ① 伝票の照会が可能であること。
- ② 定型取引仕訳パターンの登録及び呼び出しが可能であること。

(5) 監査機能

- ① 下記の監査資料の出力が可能であること。
  - (ア) 総勘定元帳
  - (イ) 補助元帳
  - (ウ) 総勘定内訳簿
  - (エ) 仕訳帳
  - (オ) 月次合計残高試算表
  - (カ) 総勘定合計表
  - (キ) 現預金出納簿
  - (ク) 予算額内訳表
  - (ケ) 予算執行状況表
  - (コ) 月次・年次消費税計算書
  - (サ) 消費税計算明細書
  - (シ) 資金予算表
  - (ス) 月次損益計算書
  - (セ) 月次貸借対照表

(6) 決算機能

- ① 減価償却、消費税及び引当金等の決算時の振替について、一括で伝票の作成が可能であること。
- ② 消費税申告の計算処理が可能であること。
- ③ 消費税申告における e-TAX との連携データが作成可能であること。
- ④ 特定収入の総括表及び特定収入の用途特定結果の CSV (特定収入用途分類データ

CSV) の作成が可能であること。

- ⑤ 下記の決算管理帳票を Excel 形式で出力可能であること。
  - (ア) 決算報告書
  - (イ) 決算損益計算書
  - (ウ) 決算貸借対照表
  - (エ) 剰余金計算書
  - (オ) 収益費用明細書
  - (カ) 資本的収支明細書
  - (キ) 補てん財源表
  - (ク) キャッシュ・フロー計算書
- ⑥ 過去4年間の予算執行、損益計算書、貸借対照表の比較資料の出力が可能であること。

#### (7) 決算統計機能

- ① 決算統計調査表連携機能を有すること。
- ② 決算値に対して千円丸め処理を自動で行えること。
- ③ 調査表項目について、金額の確認及び調整が可能であること。
- ④ 下記の決算統計調査表データを DAT ファイル形式で出力可能であること。
  - (ア) 20表 損益計算書
  - (イ) 21表 費用構成表
  - (ウ) 22表 貸借対照表
  - (エ) 23表 資本的収支に関する調
  - (オ) 32表 経営分析に関する調(一)
  - (カ) 40表 繰入金に関する調

#### (8) 固定資産機能

- ① 地方公営企業法施行規則の耐用年数表が本システムから確認可能であること。
- ② 残存率、限度率が自動表示されること。
- ③ 固定資産取得情報を一括で登録可能であること。
- ④ 管種延長を利用した除却金額を自動算出可能であること。
- ⑤ 除却に伴う財源ごとの内訳金額が調整可能であること。
- ⑥ 100年間の予測償却計算処理が可能であること。
- ⑦ 減価償却額及び除却額を振替伝票へ自動的に連携可能であること。
- ⑧ 財源の更正のみを行う機能を有すること。

## 8 動作環境

下記の条件でシステムが動作すること。

- (1) Windows 10以降のOSに対応すること。また、本町が使用するプリンターに

対応すること。

- (2)本システムを利用する場所は、庁内LANが接続されている施設とし、クライアント及びプリンターはLWAN回線が利用可能な端末とする。

## 9 業務期間と場所

- (1)業務期間は、以下の通りとする。

- ① システム構築業務：契約日から令和9年3月31日
- ② システム運用保守業務：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

- (2)履行場所

広陵町役場

## 10 セキュリティ要件

- (1)セキュリティ上の脆弱性やその他システムの安定稼働に影響を及ぼす不具合などが生じた場合には、システム早退に対する影響の有無や対応の要否を含めて情報提供を行うこと。また、脆弱性を解消するためのセキュリティ更新プログラムが発表された場合には、サーバーに対する適用の可否を検証し、本町に報告すること。
- (2)データセンター設備については、ウイルス対策を使用するとともに、ファイヤーウォールを設置する等、コンピューターウイルスの侵入等を防止する対策に万全を期すること。
- (3)本業務に携わる社員に対しては、個人情報取扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

## 11 成果物

以下のものを成果物として納品すること。

- ① 操作マニュアル
- ② 保守体制図
- ③ 打ち合わせ議事録
- ④ カスタマイズ設計図
- ⑤ 上記①及び④の電子データ

## 12 見積金額について

見積書に記載する金額は、次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額については、令和8年度から令和13年度までの総額（税抜）を記載すること。

(2) 提案上限額 11,605,000円（税込）以内とすること。

### 1.3 受託業者の決定方法について

本業務における受託業者の決定方法は、広陵町公営企業会計システム等更新業務公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。

### 1.4 契約の締結について

(1) 契約期間は契約締結日から令和14年3月31日までとする。

(2) 契約締結後速やかにシステム構築を開始し、令和8年12月1日までに次年度予算入力が可能な状態にすること。

### 1.5 その他

#### (1) 資料等の提供及び返還

- ① 発注者は受注者に対し、本業務に必要な資料、機器及び設備等(以下「資料等」という。)の開示、貸与等を行うものとする。
- ② 受注者は、発注者から提供を受けた資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。
- ③ 資料等の提供にかかる費用は、受注者が負担する。

#### (2) 業務における情報の取扱

- ① 受注者は、本業務に伴い取得した情報(貸与資料等を含む。)を搬送する時は、施錠された鞆等を用いるとともに、保管に際しては施錠可能な保管庫に施錠して保管する等、情報の漏えい、き損、紛失又は盗難等が発生しないよう厳重に管理しなければならない。
- ② 受注者は、本業務に伴い取得した情報(貸与資料等を含む。)の漏えい、き損、紛失又は盗難等の損害が発生した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従い必要な措置を講じなければならない。
- ③ 受注者は、発注者の承認を得ず第三者へ本業務に伴い取得した情報(貸与資料等を含む。)を提供、契約目的外の利用、複写又は廃棄等を行ってはならない。
- ④ ①から③までは、契約期間の終了後又は契約解除後においても同様とする。
- ⑤ 受注者は、本業務に伴い取得した情報(貸与資料等及び複写したものを含む。)について、目的が達成された時は、直ちに発注者に返却しなければならない。

ただし、発注者が廃棄方法等を指定した上で、返却不要の旨を指示したものを除く。

### (3) 納入

- ① 受注者は、本システムを構築・設定して、発注者に対して納入すること。
- ② 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

### (4) 検収

- ① 発注者の命じた検査員(以下「検査員」という。)は、納入物を検査し、本仕様書及びこれらに関連する文書等と、本システムが合致するか否かを検査するものとする。
- ② 発注者は、本システムが前項の検査に合格しない場合、修正を求めるものとし、受注者は、協議の上定めた期限内に無償で修正して発注者に納入し、発注者は必要となる範囲で、所定の検査を再度行うものとする。
- ③ 検査の合格をもって、本システムの検収完了とする。
- ④ 検査以外にも、履行の確保のため発注者が必要と判断した場合は、確認検査を実施することがある。
- ⑤ 受注者は、発注者から成果物等についての説明及び資料提出を求められた場合は、速やかに応じるものとする。

### (5) 特許権等の帰属

- ① 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。
- ② 受注者は、①に基づき特許権等を保有することとなる場合、発注者に対し、発注者が本契約に基づき本システムを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、係る許諾の対価は使用料に含まれるものとする。

### (6) 著作権の帰属

- ① 本業務遂行の過程で生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、発注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものとする。
- ② 受注者は、本システムに係る著作物のうち自己が著作権を持つもの及び前条に従って自己に帰属するものについて、発注者に対し、発注者が本システム

を本契約の条件に従って利用できるように利用許諾し、これについて著作権者人格権を行使しない。なお、係る許諾の対価は使用料に含まれるものとする。

(7) 使用する言語

本業務にて、使用する言語は日本語とする。

(8) 疑義の決定

本仕様書記載事項、その他について疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

(9) その他

- ① システム稼働後に新たな機能の追加等(カスタマイズ)が必要となる場合は、誠実に対応すること。
- ② 本仕様書に定めのない事項で疑義が発生した場合は、町と受託事業者の別途協議により決定することとする。

## 16 照会先

広陵町役場都市整備部公共施設マネジメント課  
担当：谷野

〒635-8515

奈良県北城葛城郡広陵町大字南郷583番地1

0745-55-1001 (内線1196)

電子メール koumane@town.nara-koryo.lg.jp